

## 資料1

第7回大規模水害対策  
に関する専門調査会

# 防衛省・自衛隊の災害対策について

平成19年11月27日

防 衛 省  
国民保護・災害対策室

# 1 災害派遣の枠組み

# 自衛隊の災害派遣(自衛隊法第83条)

## 1. 要請に基づく派遣

都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のための必要があると認める場合には、部隊等の派遣を大臣又はその指定する者に要請。

要請を受けた大臣又はその指定する者は、事態やむを得ない場合には、部隊等を救援のため派遣。

## 2. 自主派遣

天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、都道府県知事等の要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

## 3. 近傍派遣

防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

# 災害派遣要請の仕組み

**要請権者**：都道府県知事、海上保安庁長官、  
管区海上保安本部長、空港事務所長

**派遣の要請**

**市町村長**：都道府県知事に要請を要求（できない場合は被要請権者に直接通知）

**被要請権者**：防衛大臣又は大臣の指定する者  
（方面総監、自衛艦隊司令官、航空総隊司令官等）

**要請に基づく派遣**

要請があり、事態やむを得ないと認める場合

**自主派遣**

事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合

**派遣部隊等**：被害状況の把握、避難の援助、搜索救助、水防活動、道路啓開、応急医療、防疫、緊急輸送、炊飯・給水等の実施

## 要請に基づく派遣の場合

### 災害派遣の実施に際しての要件

#### 1 公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること

#### 2 緊急性

さし迫った必要性があること

#### 3 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと

# 自主派遣の場合

## 自主派遣の基準(防衛省防災業務計画)

災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、**自衛隊が情報収集を行う必要がある**と認められること

地震発生時(5弱以上)等における航空偵察等

災害に際し、**都道府県知事等が自衛隊に災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要がある**と認められること

市町村と都道府県の間での通信の途絶等

災害に際し、**自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである**と認められること

発生を自衛隊が探知し、**捜索・救助の要がある**と認められる場合

その他災害に際し、上記に準じ、**特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがない**と認められること

## 2 災害派遣の態勢・活動の種類

# 自衛隊の災害派遣即応態勢

## 陸上自衛隊

・災害派遣即応部隊を全国に配置。人員約2700名、車両約410両、ヘリ約30機。

## 海上自衛隊

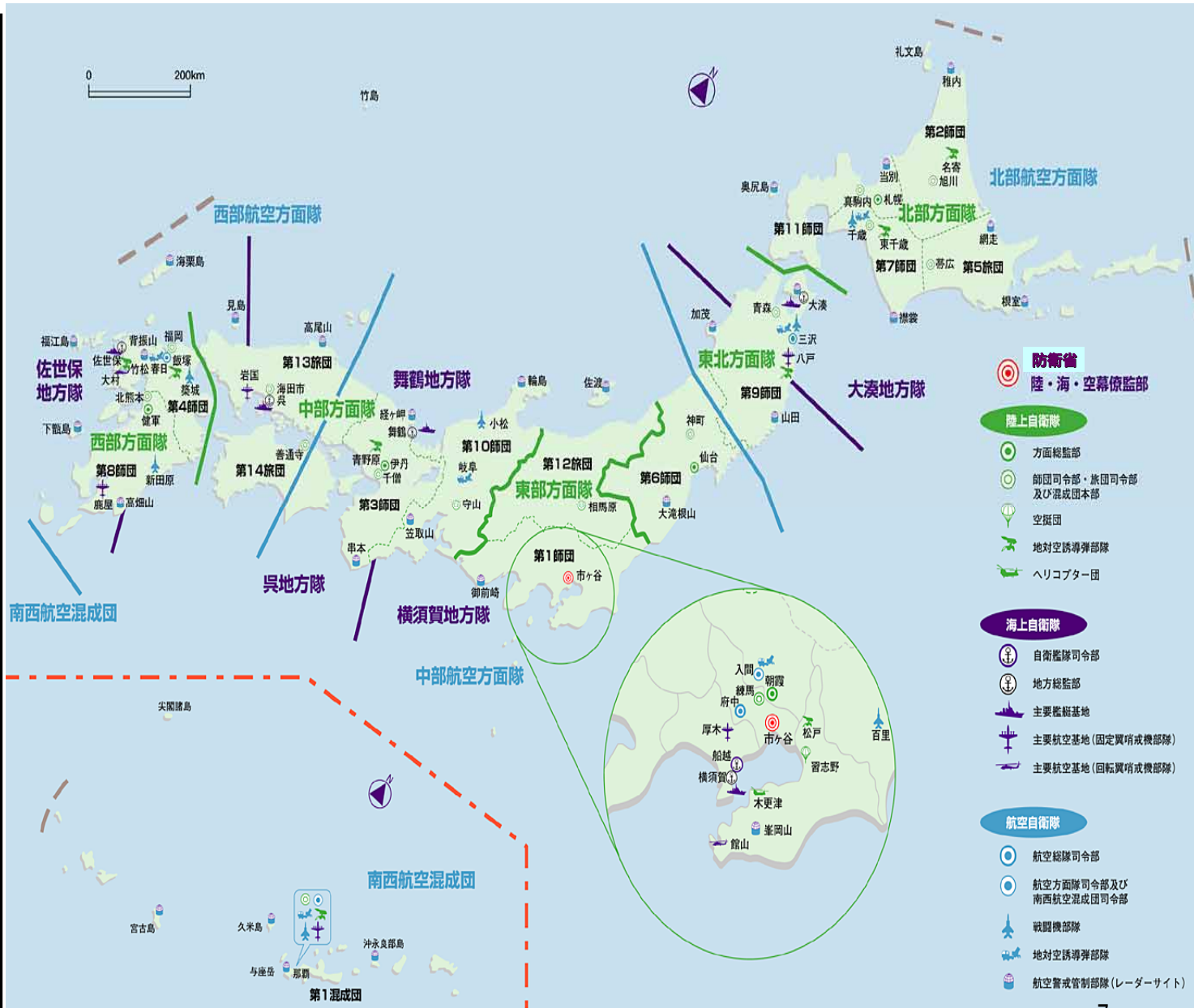
・応急出動艦として、各地方総監部(大湊、横須賀、舞鶴、呉、佐世保)に1隻ずつ艦艇を待機。(計5隻)

・各基地(大湊、八戸、下総、館山、厚木、舞鶴、徳島、小松島、岩国、小月、大村、鹿屋、那覇、硫黄島)において、哨戒機、救難機等の航空機を待機。(計23機)

## 航空自衛隊

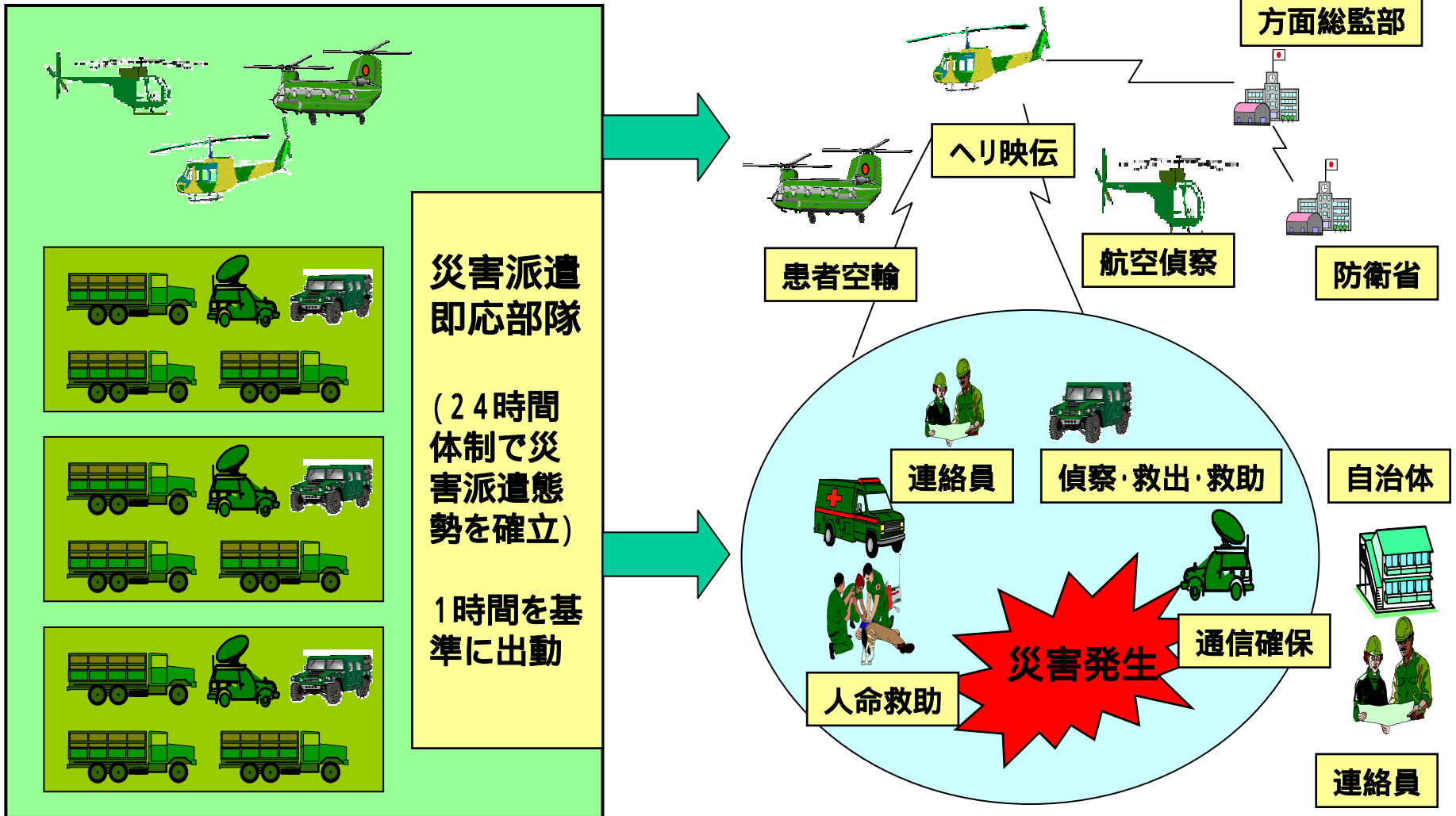
・航空救難に対処するため、各基地(千歳、秋田、松島、百里、新潟、浜松、小松、芦屋、新田原、那覇)に救難機1~2機を待機。(計10機)

・緊急輸送に対処するため、入間、小牧、美保に輸送機1機を待機。(計3機)



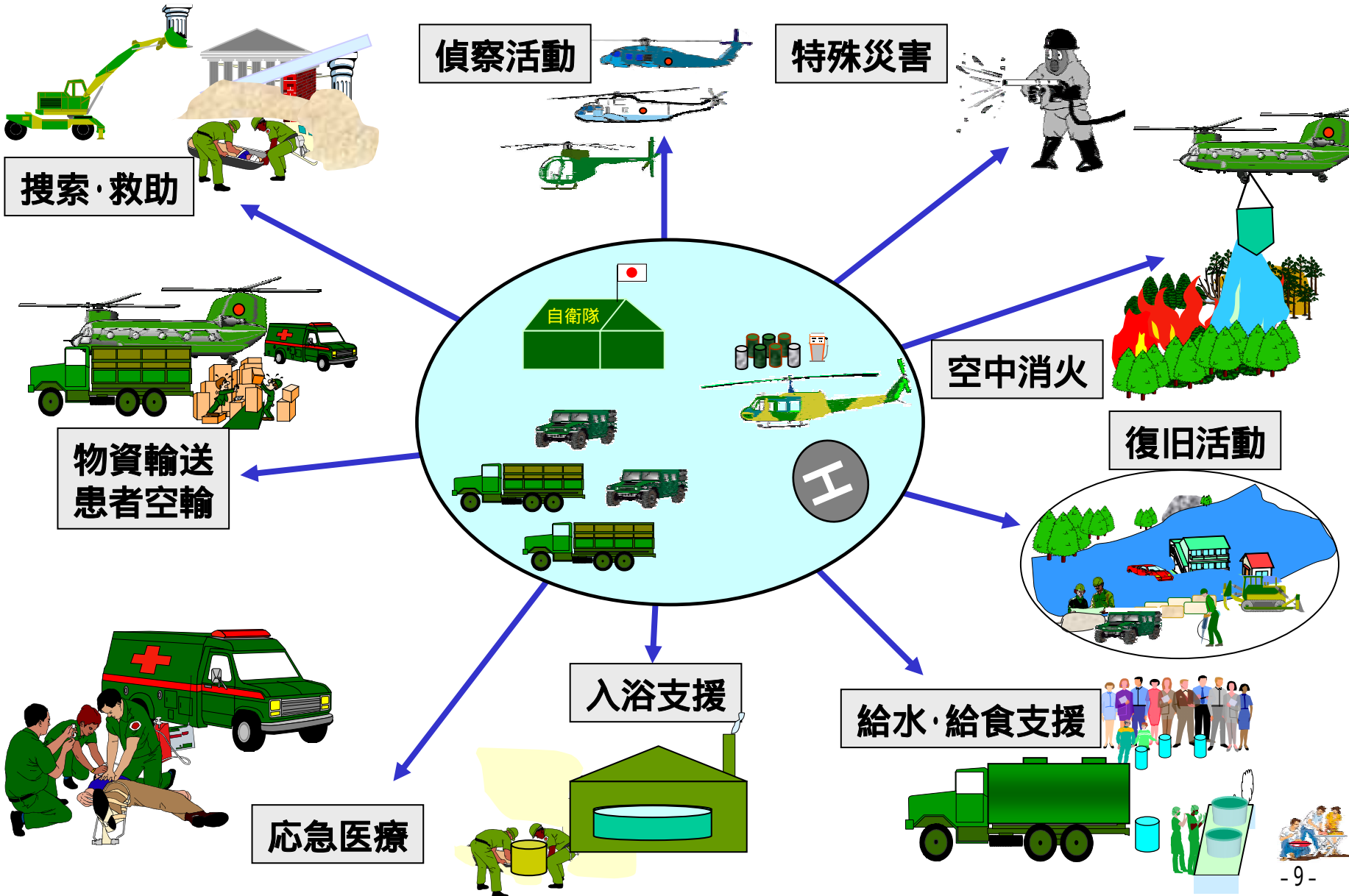


# 災害派遣即応部隊の行動の概要



災害発生時、直ちに災害派遣即応部隊をもって初動対応

# 災害派遣活動の種類



# 自衛隊の災害対応の変化

(阪神・淡路大震災の教訓を踏まえてとった改善措置)

## 1. 災害派遣に係る装備品等の充実

ヘリコプター等により収集した映像情報を伝送するシステム、人命救助システム、輸送用車両等の整備。

### 人命救助システムの特徴

(大規模)震災に際し、**72時間以内の人命救助**を目的とし、応急処置などに必要な器具・器材をパッケージ化したもの。  
**捜索・救助から負傷者の搬送**まで完結した機能を保有。  
各器材はコンテナに収められ、**ヘリや車両で輸送可能**。



(大型ヘリに吊下した状態)

### 主な器材

手巻きウインチ、油圧式ジャッキ、エアージャッキ、チェーンソー、エンジンカッター、油圧式カッター、ジャッキ・スプレッド・カッター、エンジン式削岩機、救助用誘導灯、作業用照明具、可燃性ガス探知機、捜索用音響探知機、破壊構造物探知機、背負式消火ポンプ、ピストン式破壊工具、サイレン付警報機、救助用ロープ、捜索用投光器、携帯式便所

## 2. 災害救援活動の円滑な実施のため必要な権限の強化

警察官がその場にいない場合に限り、自衛官は**自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置**をとることが可能となった。(災害対策基本法第76条の3)

市町村長又はその職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛官は**警戒区域の設定、土地・建物の一時使用、障害物の除去等**に係る職権を行うことが可能となった。(災害対策基本法第63条)

## 3. 自主派遣の基準の明確化、情報伝達の迅速化・効率化

**自主派遣の基準を定め**、迅速な自主派遣による対処を可能とした。(防衛省防災業務計画)

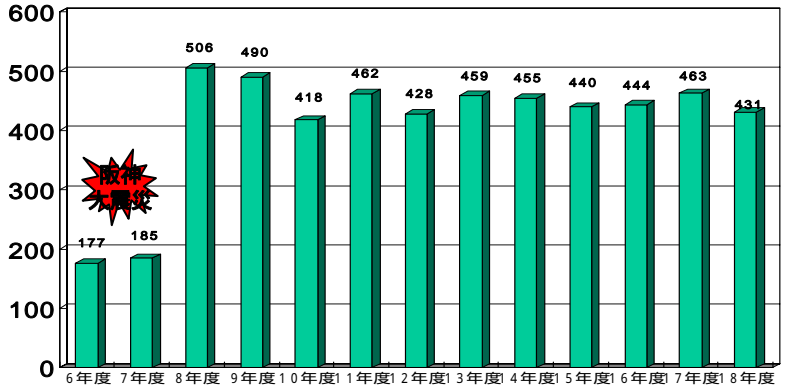
災害に係る情報の収集及び伝達体制に関する規定を充実し、部隊等が気象庁等から**震度5弱以上の地震発生との情報を得た場合、航空機等を使用して、現地情報を収集**し、官邸などにその情報を伝達することとした。  
(防衛省防災業務計画)

# 自衛隊の災害対応の変化

(阪神・淡路大震災の教訓を踏まえてとった改善措置)

## 4. 地方公共団体との連携強化

地方公共団体等が実施する**防災訓練に積極的に参加**。  
 (全都道府県の防災訓練に参加)  
 (平成6年度: 177件 平成18年度431件)



市町村長が都道府県知事等に対し、自衛隊の**災害派遣の要請**をするよう求めることができるようになった。  
 (災害対策基本法第68条の2)

大規模災害等に際してのより迅速かつ円滑な応急対策の実施に資するため、自衛隊と警察、消防との相互協力要領について明確にすることを目的に、**警察庁、消防庁とそれぞれ協定を締結**。

都道府県知事等が**要請を行う場合に明らかにすべき事項を簡略化**。(自衛隊法施行令第106条)

都道府県知事等が要請を行う場合に明らかにすべき事項

旧 (阪神・淡路大震災前)
1 災害の情况及び派遣を要請する事由
2 派遣を必要とする期間
3 派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数
4 派遣を希望する区域及び活動内容
5 その他参考となるべき事項



新 (現在)
1 災害の情况及び派遣を要請する事由
2 派遣を希望する期間
3 派遣を希望する区域及び活動内容
4 その他参考となるべき事項

要請は文書をもって行うが、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電信若しくは電話によることができる。(事後において速やかに文書を提出)

### 3 災害派遣実績

# 災害派遣の実績

## 平成18年度の災害派遣の実績

項目	件数	人員	車両	航空機	艦艇
風水害対処	20	5,293	1,197	110	0
震災対処	4	1,821	521	38	0
消火支援	117	3,249	333	99	1
捜索救難	46	3,205	480	85	0
急患輸送	579	2,563	2	599	0
その他	46	8,144	1,597	78	85
合計	812	24,275	4,130	1,009	86

人員、車両、航空機、艦艇の数は延べ数

# 過去10年の主な水害に対する災害派遣(1)

区分	期間	派遣先	派遣勢力				主な作業内容	
			人員 (延べ)	車両 (延べ)	航空機 (延べ)	艦艇 (延べ)		
9 年度	平成9年7月 梅雨前線 豪雨災害	9.7.10 ～7.11、7.13	鹿児島県、兵庫県	711	155	4	-	行方不明者の捜索・救助
	台風19号	9.9.16～9.17	鹿児島県、大分県、 宮崎県	360	107	-	-	行方不明者の捜索・救助、給水支援
10 年度	平成10年 8月新潟県 を中心とする 豪雨	10.8.4～8.10	新潟県	485	55	37	-	水防活動
	平成10年 8月末豪雨	10.8.27～9.4	福島県、栃木県、 群馬県、茨城県、 静岡県	5,652	1,044	4	-	行方不明者の捜索、水防活動、 給水・給食支援
	台風5号	10.9.16～9.20	北海道、福島県	536	131	-	-	水防活動、給水支援
	平成10年9 月23日～25 日大雨	10.9.25～9.28	高知県	267	56	2	-	孤立者の救出道路啓開
	台風10号	10.10.18 ～10.26	岡山県、広島県、 大分県	566	289	-	-	行方不明者の捜索、給水支援

# 過去10年の主な水害に対する災害派遣(2)

渡河ポート

区分	期間	派遣先	派遣勢力				主な作業内容	
			人員 (延べ)	車両 (延べ)	航空機 (延べ)	艦艇 (延べ)		
11年度	神奈川県山北町(玄倉川・丹沢湖)大雨災害	11.8.14 ~ 8.25	神奈川県	1,962	368	19	66	行方不明者の捜索・救助
12年度	愛知県集中豪雨	12.9.11 ~ 9.26	愛知県、岐阜県、長野県	9,712	1,726	138	98	ヘリによる状況偵察及び輸送支援、渡河ポート等による住民避難支援、水防活動、生活支援、防疫活動、塵埃輸送等
13年度	九州北部地方における大雨	13.7.12 ~ 7.13	福岡県、佐賀県	323	31	-	-	水防活動
	台風15号	13.9.11 ~ 9.12	北海道	110	27	-	-	水防活動、給水支援、排水活動、物資の輸送支援
14年度	台風6号	14.7.11 ~ 7.14	岩手県	575	138	6	-	給水支援活動、孤立者の救助等
15年度	九州地方の大雨災害	15.7.19 ~ 7.26	福岡県、熊本県、鹿児島県	3,752	749	20	-	人命救助活動、孤立者の救助、土嚢積み、給水・給食支援、災害ゴミの除去作業等
	台風10号	15.8.9 ~ 8.27	北海道	2,028	384	36	-	行方不明者の捜索、孤立者の救助、土嚢積み、給水支援等



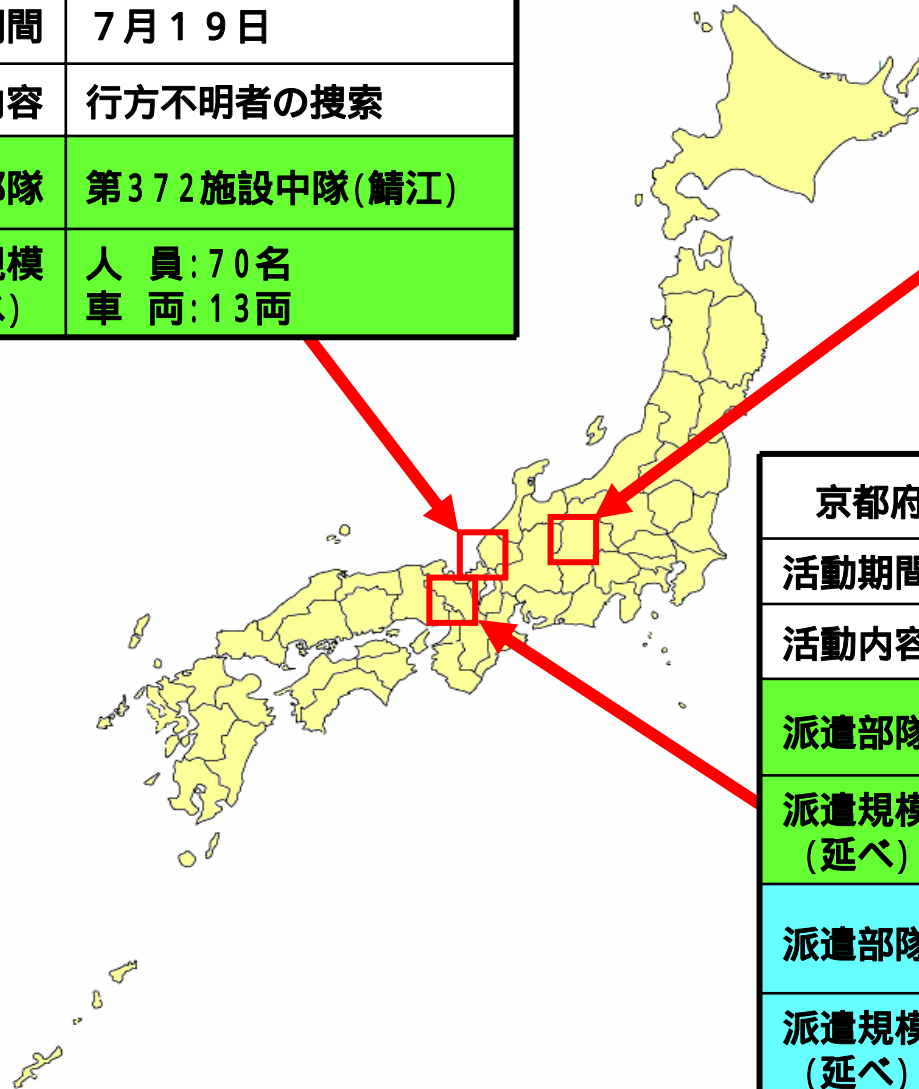
# 過去10年の主な水害に対する災害派遣(3)

区分	期間	派遣先	派遣勢力				主な作業内容	
			人員 (延べ)	車両 (延べ)	航空機 (延べ)	艦艇 (延べ)		
16 年度	平成16年7 月新潟・福 島豪雨	16.7.13 ~ 7.23	新潟県	5,300	989	65	-	行方不明者の捜索、孤立者の救助、 給水支援、道路啓開、土嚢積み、 公共施設復旧作業等
	平成16年7 月福井豪雨	16.7.18 ~ 8.3	福井県	5,486	1,591	9	-	行方不明者の捜索、孤立者の救助、 道路啓開、倒壊家屋の撤去、 防疫活動等
	台風23号	16.10.20 ~ 10.26	香川県、兵庫県、 岡山県、宮崎県、 京都府、岐阜県	4,178	806	18	-	行方不明者の捜索、孤立者の救助、 給水支援、道路啓開、防疫活動、 物資輸送等
17 年度	台風14号	17.9.6 ~ 9.18	鹿児島県、宮崎県、 大分県、熊本県、 山口県、北海道	6,285	1,456	25	-	道路啓開、行方不明者の救助、 給水支援、土嚢積み、物資輸送等
18 年度	平成18年 7月豪雨	18.7.19 ~ 7.29	福井県、長野県、 京都府、鹿児島県、 宮崎県、熊本県	3,606	966	106	-	行方不明者の捜索、人命救助、孤立 住民の救出、給水支援、 堤防決壊の予防措置

# 水害対応の具体例 ~ 平成18年7月豪雨 ~ (1)

福井県福井市における災害派遣	
活動期間	7月19日
活動内容	行方不明者の搜索
派遣部隊	第372施設中隊(鯖江)
派遣規模 (延べ)	人員:70名 車両:13両

長野県岡谷市における災害派遣	
活動期間	7月19日~29日
活動内容	土砂災害による人命救助
派遣部隊	第13普通科連隊(松本)
派遣規模 (延べ)	人員:1882名 車両:316両 航空機:51機



京都府京丹後市における災害派遣	
活動期間	7月19日~21日
活動内容	土砂災害による人命救助
派遣部隊	第7普通科連隊(福知山)
派遣規模 (延べ)	人員:211名 車両:49両
派遣部隊	第35警戒隊(経ヶ岬) 第6航空団(小松)
派遣規模 (延べ)	人員:174名 車両:19両

# 水害対応の具体例 ~ 平成18年7月豪雨 ~ (2)

鹿児島県薩摩郡さつま町 における災害派遣	
活動期間	7月22日～23日
活動内容	孤立住民の救助
派遣部隊	第12普通科連隊(国分) 第8施設大隊(川内)
派遣規模 (延べ)	人員:60名、車両:13両 ポート:9隻
派遣部隊	第1航空群救難飛行隊(鹿屋)
派遣規模 (延べ)	人員:4名 航空機:1機(SH-60J)

鹿児島県伊佐郡菱刈町 における災害派遣	
活動期間	7月22日～23日
活動内容	孤立住民の救助
派遣部隊	第12普通科連隊(国分)
派遣規模 (延べ)	人員:12名、車両:4両 ポート:4隻



# 水害対応の具体例 ~ 平成18年7月豪雨 ~ (3)

鹿児島県始良郡湧水町 における災害派遣	
活動期間	7月22日～23日
活動内容	物資輸送
派遣部隊	第12普通科連隊(国分)
派遣規模 (延べ)	人員:30名、車両:6両



鹿児島県始良郡湧水町 における災害派遣	
活動期間	7月23日
活動内容	給水支援
派遣部隊	第12普通科連隊(国分)
派遣規模 (延べ)	人員:7名、車両:3両 水トレーラ2両

大隅諸島

# 水害対応の具体例 ～平成18年7月豪雨～ (4)



熊本県水俣市における災害派遣	
活動期間	7月23日
活動内容	堤防決壊予防(土嚢積み)
派遣部隊	第8特科連隊(北熊本)
派遣規模(延べ)	人員:120名、車両:19両 ポート:2隻



宮崎県えびの市における災害派遣	
活動期間	7月22日～23日
活動内容	孤立住民の救助
派遣部隊	第24普通科連隊(えびの)
派遣規模(延べ)	人員:28名、車両:10両

# 水害関連資機材の現況(1)



UH - 1J

多用途ヘリ  
乗員: 3 + 10名



UH - 60J

救難ヘリ  
乗員: 4 + 6名



UH - 60JA

多用途ヘリ  
乗員: 3 + 11名



SH - 60J

哨戒ヘリ  
乗員: 4 + 4名



CH - 47JA

輸送ヘリ  
乗員: 4 + 53名



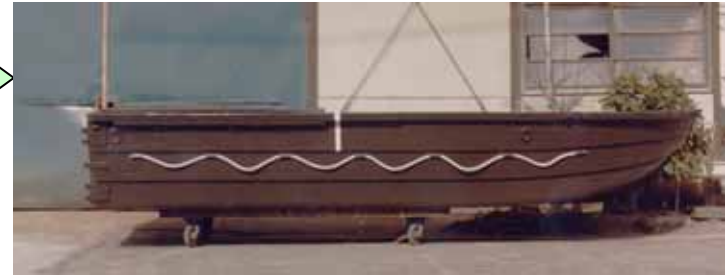
V - 107A

救難ヘリ  
乗員: 4 + 22名

# 水害関連資機材の現況(2)

## 渡河ボート

搭載人員:半型舟13名、全形舟26名(写真は半型舟)



## 偵察ボート

搭載人員:5名



## ゴムボート

搭載人員:8名



## 内火艇ボート

搭載人員:25名

## 船外機



## ポンプ

揚水量:300~500リットル/分



# 水害関連資機材の現況(3)



**水トレーラー**  
水1トン積載可能



**水タンク車**  
水5トン積載可能



**野外炊具**  
100～200人分の  
炊事が可能。



**野外入浴セット**